

さいたま都市計画生産緑地地区の変更について

特定生産緑地制度について

**【議案第 4 0 2 号関係】**

## 議案第402号 さいたま都市計画生産緑地地区の変更について

### 1 特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、指定から30年経過する生産緑地について買取申出ができる期日を10年延長し、生産緑地の優遇措置等を引き続き受けることができる制度である。

なお、生産緑地法第10条の2第3項により、特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されている。

### 2 生産緑地地区の指定状況（令和2年11月1日時点）

	地区数	面積
生産緑地地区 (平成4年指定)	1,046地区	約242.45ha

### 3 特定生産緑地指定の主な経緯

令和2年	7月	所有者宛てに特定生産緑地の指定に係る関係書類を送付
令和2年	7月～8月	特定生産緑地制度説明会の開催
令和2年	8月～9月	特定生産緑地制度個別相談会の開催
令和2年	8月～10月	特定生産緑地の指定に係る関係書類の受領
令和3年	1月（予定）	都市計画審議会意見聴取
令和3年	2月（予定）	指定告示及び所有者等へ通知